
プロジェクト 2024 年 3 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)
会議への対応

項目 IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の修正

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2024年3月25日及び26日にロンドンで開催される会計基準アドバイザー・フォーラム（以下「ASAF」という。）会議で議題となっている「金融商品の分類及び測定の修正」に関するセッション（以下「本セッション」という。）における企業会計基準委員会（以下「委員会」又は「ASBJ」という。）の対応方針について検討を行うことを目的としている。

II. ASAF 会議において本セッションが設けられた背景

2. 国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、2022年に、2020年から行ってきたIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）－分類及び測定の適用後レビューを完了した。
3. 2023年3月にIASBは、適用後レビューの結果、できるだけ早く対応することが必要なものと評価された事項、及び即時に対応するほど優先度は高くないが単一の公開草案に含めることが効率的と判断された事項に関するIFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）における要求事項及び設例の修正又は追加を提案する公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
4. IASBでは、2023年9月より本公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われ、2024年2月のIASBボード会議において実質的な検討が概ね完了したとされている。

III. ASAF メンバーへの質問事項¹

5. 2024年3月開催のASAF会議では、ASAFメンバーに対して、「金融商品の分類及び測定の

¹ 詳細は次のリンク先を参照いただきたい。

ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/march/asaf/ap5-amendments-to-c-m-asaf-march-

修正」のプロジェクトの最終化に向けて、IASBボード会議におけるこれまでの暫定的な決定についての見解が求められている。

6. また、2024年3月開催のASAF会議資料（AP05）では、次の項目ごとに本公開草案における提案及びIASBボード会議において暫定的に決定された主な内容が示されている。
 - (1) 金融負債の認識の中止
 - (2) 金融資産の分類-全般
 - (3) ノンリコース要素を有する金融資産
 - (4) 契約上リンクしている金融商品（CLI）
 - (5) 開示：その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品
 - (6) 開示：契約上のキャッシュ・フローの変化
 - (7) 発効日及び経過措置
7. 前項で示す項目のうち、本日の委員会では、我々の法域のIFRS任意適用企業への影響が大きいと考えられる「(2)金融資産の分類-全般」及びこれと関連する「(6)開示：契約上のキャッシュ・フローの変化」に関して、本公開草案における提案及びこれまでの暫定的な決定を紹介した上で、ASBJ事務局の気付事項をお示しする。その他の項目については、第214回金融商品専門委員会（2024年3月12日開催）及び第63回IFRS適用課題対応専門委員会（2024年3月19日開催予定）において検討を予定している（詳細は別紙を参照。）。

IV. 本公開草案における提案²及びこれまでの暫定的な決定

8. 本公開草案における提案及びIASBボード会議において暫定的に決定された主な内容は次のとおりである。

[2024.pdf](#)

² 詳細は次のリンク先を参照いただきたい。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/amendments-to-the-classification-and-measurement-of-financial-instruments/iasb-ed-2023-2-amendments-classification-and-measurement-financial-instruments.pdf>

(金融資産の分類-全般)

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|--|---|
| <p>基本的な融資の取決め</p> <p>「基本的な融資の取決め」の概念の明確化。(本公開草案のB4. 1. 8A項)</p> | <p>(1) キャッシュ・フローの変化が、基本的な融資のリスク及びコストの変化の規模 (magnitude) と一致することを要求しない。</p> <p>(2) 企業が受け取る報酬の金額が、基本的な融資のリスク又はコスト以外の何かに対して補償を受けていることを示唆している可能性があることを明確にする。</p> |
| <p>契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額を変化させる契約条件</p> <p>契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額を変化させる契約条件が、基本的な融資の取決めと整合する場合に関するガイダンスを次のように明確化した。(本公開草案のB4. 1. 10A項)</p> <p>(1) 偶発的事象の発生可能性にかかわらず、すべての状況を検討する。</p> <p>(2) 偶発的事象の発生が債務者に固有である。</p> <p>(3) 結果として生じる契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーのいずれを表すものでもない。</p> | <p>(1) 債務者に固有である偶発的事象の発生を要求事項としない。</p> <p>(2) 偶発的事象の性質が基本的な融資のリスク及びコストの変動と直接には関連していない場合であっても、次の場合には、キャッシュ・フローがSPPI³ となりうることを明確にする。</p> <p>① 事象の性質にかかわらず、偶発的事象の前後のキャッシュ・フローがSPPIである。かつ、</p> <p>② すべてのシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的事象を含まない類似の金融資産のキャッシュ・フローと著しく異ならない。</p> |
| <p>追加的な例</p> <p>追加的な例は、これらの原則をESG連動要</p> | <p>明確化された内容を反映するための例の</p> |

³ 元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ (solely payments of principal and interest on the principal: SPPI)

| | |
|------------------|-----|
| 素を含む金融資産に適用している。 | 更新。 |
|------------------|-----|

(開示：契約上のキャッシュ・フローの変化)

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|---|---|
| <p>債務者に固有の偶発的事象に基づき、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件については、次の開示要求がある。</p> <p>(1) 当該偶発的事象の性質に関する定性的記述</p> <p>(2) 生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変化の範囲に関する定量的情報</p> <p>(3) 当該契約条件の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価</p> | <p>(1) 基本的な融資のリスク又はコスト（例えば、時間価値又は信用リスク）の変化に直接には関連しない偶発的事象に基づいて契約上のキャッシュ・フローの金額を変化させる可能性のある契約条件に対して要求事項の範囲を改善し、この開示要求が適用される契約条件の例を含める。</p> <p>(2) 変化の幅は企業が開示すべき情報の例とするように、定量的情報の開示要求を改善する。</p> |

V. ASBJ 事務局の気付事項

9. 基本的な融資の取決め及び契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額を変化させる契約条件に関して、2024年1月のIASBボード会議では本公開草案の提案を修正し、次のことが暫定的に決定されている。

(1) 本公開草案のB4. 1. 8A項に関して、企業が受け取る報酬の金額が、企業が基本的な融資のリスク又はコスト以外の何か (something other than basic lending risks or costs) について補償を受けていることを示唆している可能性がある旨を明確化すること。

(2) 偶発的事象が債務者に固有であることを要求するのではなく、本公開草案のB4. 1. 10A項で示したように、偶発的事象の性質が基本的な融資のリスク又はコストの変動に直接には関連していない場合、以下に該当するときには、金融資産は元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有している旨を定めること。

① 偶発的事象の発生確率に関係なく、偶発的事象の前後の契約上のキャッシュ・フローが、単独で考慮した場合に、元本及び利息の支払のみである。

かつ、

- ② 偶発的事象から生じる契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的事象がない類似した金融資産に係るキャッシュ・フローとの著しい相違がなく、かつ、特定の資産又はキャッシュ・フローに対する投資を表すものでない。

10. 前項(1)に関して、IFRS第9号B4.1.10項では契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件について次のとおり定められている。(下線は事務局が追加。)

また、企業は契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる偶発的事象(すなわち、トリガー)の性質も評価する必要があるかもしれない。偶発的事象の性質自体は、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを評価する際の決定的要因ではないが、指標となる可能性がある。例えば、債務者が特定の回数⁴の支払を履行しない場合にはより高い金利に改定される金融商品を、所定の株価指数が特定の水準に達した場合にはより高い金利に改定される金融商品と比較してみる。前者の場合の方が、当該金融商品の存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみである可能性が高い。支払の不履行と信用リスクの増大との間に関係があるからである(B4.1.18項も参照)。

11. また、IFRS第9号B4.1.7A項では「契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないもの(株価や商品価格の変動に対するエクスポージャーなど)を持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じない。」と定めている。
12. 本資料第10項及び前項の定めを踏まえると、例えば所定の株価指数が特定の水準に達した場合にはより高い金利に改定される金融商品について、現行の実務においてはSPPIの要求事項(契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうか)を満たさないと評価されていると考えられる。この点、本資料第9項のIASBの暫定的な決定を踏まえると、このような金融商品がSPPIの要求事項を満たす可能性があり、これにより実務に混乱を生じさせることが考えられる。
13. また、本資料第9項(2)②の「偶発的事象から生じる契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的事象がない類似した金融資産に係るキャッシュ・フローとの著しい相違がなく」という要件に関して、2024年1月のIASBボード会議AP16A⁴によれば、「著しい相違」の基準値は、企業が内部方針として設定することを想定しているとされてお

⁴ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/january/iasb/ap16a-feedback-analysis-assessment-of-contractual-cash-flows-general.pdf>

り（2024年1月IASBボード会議AP16A第36項及び第37項）、企業が設定する基準値によっては実務における多様性を生じさせることにつながる可能性があると考えます。

14. さらに、IFRS第9号でSPPIの要求事項を満たさないとするレバレッジとの関係についても整理が必要と考えます。
15. 上述のとおり、本資料第9項で示したIASBの暫定的な決定は、IFRS第9号のSPPIの評価に関する現行の実務に大きな影響を与えることが考えられる。このため、仮にIASBが本資料第9項で示したIASBの暫定的な決定で最終化することを見込んでいる場合、本論点に関するIASBの暫定的な決定について公開草案を再公表し、利害関係者に広く意見を伺うべきであると考えます。

ディスカッション・ポイント

本資料第9項から第15項のASBJ事務局の気付事項についてご意見があればいただきたい。

以 上

別紙：「金融資産の分類-全般」以外の論点について

本公開草案における提案及びこれまでの暫定的な決定

1. 本公開草案における提案及びIASBボード会議において暫定的に決定された主な内容は次のとおりである。

(金融負債の認識の中止)

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|---|---|
| <p>決済日会計への言及 企業は通常、金融資産及び金融負債について決済日会計を適用することを明確化する。(本公開草案のB3. 1. 2A項)</p> | <p>決済日会計への言及を、決済日、すなわち現金（又は他の金融資産）を受け取る権利又は支払う義務が確定されるか又は消滅する日の言及に置き換える。</p> |
| <p>電子送金システムを使用して決済される金融負債 電子送金システムを使用して決済される金融負債について、企業が支払指示を出して、かつ次の場合に限り、決済日前に弁済したとみなすことを認める。 (1) 支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない。 (2) 現金にアクセスする実際上の能力を有していない。 (3) 決済リスクが僅少である。 (本公開草案のB3. 3. 8項からB3. 3. 10項)</p> | <p>企業が現金にアクセスする実際上の能力を有していないというB3. 3. 8項(b)の要求事項と整合させるために、B3. 3. 8項(a)の要求事項を、支払指示の撤回、中止又は取消しを行う実際上の能力を有していないことに言及するように改善する。</p> |

(ノンリコース要素を有する金融資産)

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|---|--|
| <p>範囲 金融商品がこのような特徴を有するためには、キャッシュ・フローを受け取る権利が、金融資産の存続期間全体及びデフォルト時の両方において、特定の資産からのキャッシュ・フローに限定される。(本公開草</p> | <p>(1) 実質的な変更はない。 (2) 「金融商品の存続期間全体」への言及を削除することにより修正案を見直す。</p> |

| | |
|--|---|
| 案のB4. 1. 16A項) | |
| 「ルック・スルー」評価 企業が原資産を評価（「ルック・スルー」）する際、原資産からのキャッシュ・フローが金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを上回ると見込まれる程度を含め、債務者の法律上の構成及び資本構成を考慮することが必要となる場合がある。（本公開草案のB4. 1. 17A項） | (1) 実質的な変更はない。 (2) ルック・スルー評価の目的は、原資産と分類しようとする金融資産の契約上のキャッシュ・フローとの関連を理解することであることをより適切に説明するために修正案を見直す。 |

(契約上リンクしている金融商品 (CLI))

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|---|---|
| 特徴 (1) 異なるトランシェ間で不均衡な損失の配分をもたらす信用リスクの集中 (2) ノンリコース要素 (本公開草案のB4. 1. 20項) | 実質的な変更はない。 |
| 保証付の融資の取決め スポンサー及び/又は債務者が組成された企業の劣後的な金融商品を保有する保証付の融資の取決めは、CLIを含まない。（本公開草案のB4. 1. 20A項） | (1) 劣後的な負債性金融商品がスポンサー企業により金融商品の存続期間全体にわたり保有されていることを要求する。 (2) 同一の支払順位である債権者が複数存在する可能性があることを明確化する。 |
| 金融資産の原資産プール 原資産プールには、そのキャッシュ・フローがSPPIである場合、IFRS第9号の適用範囲外である金融商品が含まれる可能性がある。（本公開草案のB4. 1. 23項） | 実質的な変更はない。 |

(開示：その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品)

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|---|---|
| <p>IFRS第7号第11A項を修正し、次の開示を要求する。</p> <p>(1) 報告期間の末日現在の資本性金融商品に対する投資の公正価値（各投資の公正価値ではなく）。</p> <p>(2) 報告期間中の資本性金融商品に対する投資の公正価値の変動を、報告期間中に認識の中止を行った投資に係る変動の金額と報告期間末日現在で保有している投資に係る変動の金額を区分して示す。</p> | <p>(1) IFRS第7号第11A項の開示要求の提案に実質的な変更はないが、この項の開示要求は資本性金融商品に対する投資のクラスごとに提供されなければならないという明確化を含める。</p> <p>(2) IFRS第7号第11B項を修正し、報告期間中に処分した資本性金融商品に対する投資に関連して、当該報告期間中の資本の中での利得又は損失の累計額の振替に関する開示要求を含める。</p> |

(発効日及び経過措置)

| 本公開草案における提案 | フィードバックに対する暫定的な決定 |
|--|---|
| <p>発効日</p> <p>発効日は未定である。</p> | <p>2026年1月1日以降に開始する事業年度から適用する。</p> |
| <p>早期適用</p> <p>企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その事実を開示するとともに、全ての修正を同時に適用しなければならない。</p> | <p>企業は、同日から他の修正を早期適用することなく、契約上のキャッシュ・フローの変化に関するIFRS第7号の開示要求事項とともに、SPPIの要求事項の修正を早期適用することを選択することができる。</p> |
| <p>適用方法</p> <p>この修正は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及的に適用されなければならない。ただし、比較情報の修正再表示は要求されない。</p> <p>企業は、この修正を適用した結果による金融資産の測定区分の変更を開示しなければ</p> | <p>実質的な変更はない。</p> |

| | |
|--------|--|
| ばならない。 | |
|--------|--|

ASBJ 事務局の気付事項

(金融負債の認識の中止)

決済日会計への言及

2. 2023年11月のIASBボード会議では、公開草案のB3. 1. 2A項における「決済日会計」への言及を削除して、「決済日」に置き換え、「決済日」とは現金（又は他の金融資産）を受け取る権利又は支払う義務が確定されるか又は消滅する日を指すという説明を加えるとの暫定的な決定がされている⁵。
3. 本論点に関して、ASBJは、本公開草案に対するコメント・レターにおいて、次のとおり金融資産及び金融負債の当初認識及び認識の中止に常に決済日会計を適用することがIFRS第9号の既存の要求事項と不整合が生じていることを懸念するコメントを提出した⁶。
 - (1) 電子送金システムにより決済される金融負債の認識の中止に関する定めを設けることにあわせて、本公開草案は、通常の方法による金融資産の売買又はB3. 3. 8項を適用する場合以外について、金融資産又は金融負債の性質及び取引の内容にかかわらず、当初認識及び認識の中止に常に決済日会計を適用することを要求するためにB3. 1. 2A項を追加している。この点に関して、我々は、この定めを設けることによって、IFRS第9号の既存の定めとの不整合が生じることを懸念している。
 - (2) 例えば、IFRS第9号3. 1. 1項は、金融資産又は金融負債を金融商品の契約条項の当事者になった場合、かつ、その場合にのみ認識することを要求している。この定めに従い、デリバティブ契約は約定日に認識される（IFRS第9号B3. 1. 2項(c)及び(d)）。本公開草案の提案は、この要求事項との不整合が生じている。
 - (3) このため、我々は、見直されたIFRS第9号では、IFRS第9号の既存の定めとの関係を考慮した上で、決済日会計を適用すべき局面を特定し、明確に示すべきであると考えます。

⁵ 2023年11月のIASB Update 参照。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/iasb_202311.pdf

⁶ ASBJは、2023年7月3日に本公開草案に対するコメント・レターを提出している。詳細は、次のリンク先を参照いただきたい。

<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20230703.pdf>

4. この点、IASBが「決済日会計」への言及を削除し、「現金（又は他の金融資産）を受け取る権利又は支払う義務が確定されるか又は消滅する日」に置き換えることは、IFRS会計基準の他の定め（IFRS第9号3.2.3項、3.3.1項及びIAS第32号「金融商品：表示」第11項）とも整合的であると考ええる。また、ASBJが懸念を示している前項(2)のコメントに関して、デリバティブ契約は契約締結により現金（又は他の金融資産）を受け取る権利又は支払う義務を生じさせるため、ASBJの懸念にも対処しているものと考えられる。

ただし、「決済日 (settlement date)」という用語は、IFRS第9号B3.1.6項において「資産が企業に引き渡される日又は企業が資産を引き渡す日である」と定義されているため、修正が予定されているB3.1.2A項で用いるべきではないと考える。

電子送金システムを使用して決済される金融負債

5. IASBは、本公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ、B3.3.8項(a)の要求事項に関して、支払指示の撤回、中止又は取消しを行う実際上の能力を有していないことに言及するように改善することを暫定的に決定している。
6. 本論点に関して、本公開草案に対するASBJのコメント・レターでは次のことをコメントしていた。
 - (1) 我々は、会計処理の明確化のために利害関係者からのニーズに対応するための実務上の便宜として、電子決済システムを用いて現金で決済される金融負債を決済日前に免責されたとみなすことを認めるという提案に同意する。
 - (2) しかし、我々は、企業がIFRS第9号B3.3.8項を適用する場合における決済に使用される金融資産の取扱いについてもIFRS第9号で明確化すべきと考える。IFRS第9号B3.3.8項は金融負債の認識の中止についてのみを示しているが、本公開草案では決済に使用する金融資産を同時に認識中止すべきかどうかに関するガイダンスを提供していないため、金融資産には決済日会計が適用され認識が中止されないことになると考えられる。我々は、これはIASBが意図するものではないと考えているため、決済に使用する金融資産に関する取扱いについてIFRS第9号で明確化すべきであると提案する。
7. 前項(1)のとおり、ASBJは、実務上の便宜として電子決済システムを用いて現金で決済される金融負債を決済日前に免責されたとみなすことを認めるという本公開草案の方向性については同意している。
8. ASBJが懸念を示している本資料別紙第6項(2)のコメントに関して、2023年11月のIASB

ボード会議AP16A⁷では、企業がIFRS第9号B3. 3. 8項を適用する場合における決済に使用される金融資産（現金）について認識の中止を行うことはIASBが提案した例外の背景にある意図と整合的であると述べられており、また決済に使用される金融資産の認識の中止を行うのではなく別の金融負債を認識することは適切な方法ではないと述べられている（2023年11月IASBボード会議AP16A第71項及び第72項）。

9. この点、前項の決済に使用される金融資産の取扱いについて会計基準等で明記することは、IASBの暫定的な決定に含まれていない。このため、IASBは、電子送金システムを使用して決済される金融負債の会計処理だけではなく、決済に使用される金融資産の取扱いについてもIFRS第9号で明示すべきであると考えられる。

（ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品）

10. ASBJからは本公開草案の提案に同意する旨のコメントを提出している。また、フィードバックに対するIASBの暫定的な決定は、本公開草案で提案された内容の明確化を目的としたものであり実質的な変更ではないと考えられる。このため、ASAF会議においてもコメントは不要と考える。

（開示：その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品）

11. 本公開草案の提案に関して、ASBJからは次のことをコメントしていた。

IFRS第7号第11A項(c)の修正

- (1) 本公開草案の提案に同意する。これは、PIRで寄せられたフィードバックのとおり、期末に保有するFVOCIオプションを適用するそれぞれの資本性金融資産の公正価値を開示することは財務諸表作成者にとって煩雑である一方、必ずしも財務諸表利用者には有用な情報を提供していないと考えられるためである。

IFRS第7号第11A項(f)の追加的な開示の要求事項

- (2) 我々は、報告期間中のFVOCIオプションを適用する資本性金融資産の公正価値の変動とその内訳について追加的に開示することに関して、便益がコストを上回るかどうかに関して懸念を持っている。
- (3) また、我々の法域の財務諸表作成者は、本公開草案で提案されている開示を行うための情報を収集するためには、取引単位でデータを細分化する必要がある、特

⁷ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/november/iasb/ap16a-feedback-analysis-derecognition-of-financial-liabilities-through-electronic-transfer.pdf>

に同一報告期間内にFVOCIオプションを適用する特定の資本性金融資産の追加取得及び一部売却を行うような場合には、開示を行うための情報を把握することが困難であると述べている。このため、我々は、発生すると見込まれる追加的なコストが得られる便益を上回ると考えている。

12. 前項(2)及び(3)に関して、2023年11月のIASBボード会議AP16B⁸では、多くの回答者が本公開草案の提案を支持したとされている。また、IASBスタッフは、次の理由により、前項(2)及び(3)のフィードバックには同意しないとされている(2023年11月IASBボード会議AP16B第15項、第18項、第33項及び第34項)。

(1) FVOCIオプションは銘柄ごとの選択である。また、金融資産の公正価値は開示に関係なく銘柄ごとに決定される。

(2) IFRS第7号第11B項(c)において、すでに報告期間中に認識の中止がなされたFVOCIオプションを適用する資本性金融資産の処分に係る利得又は損失の累計額の開示が要求されており、このため追加的なコストや追跡調査は不要であると考えられる。

13. ここで、ASBJ事務局は、前項のIASBスタッフの見解を反証する十分な情報や証拠を有していないことから、この点について金融商品専門委員会及びIFRS適用課題対応専門委員会の専門委員にご意見を伺うことを予定している。

IFRS第7号第11B項にIFRS第7号第11A項(e)と同様の開示要求を含めることについて

14. 当該開示要求事項を追加することに関して、2023年11月のIASBボード会議AP16Bでは、多数の回答者から本公開草案の設例に含まれていた当該開示を要求事項として追加することが有用であるとのフィードバックが寄せられたとされている(2023年11月IASBボード会議AP16B第20項)。

15. また、IASBスタッフは、仮に当該開示要求事項を追加したとしても資本の中での利得又は損失の累計額の振替は企業が任意で行うものであるため、追加的なコストは生じないと考えられると述べている(2023年11月IASBボード会議AP16B第42項)。

16. この点、ASBJは、FVOCIオプションを適用する資本性金融資産の処分時に未実現損益をリサイクリングするメカニズムが必要であると過去より主張している。また、IFRS第7号第11A項(e)では、当期中の資本の中での利得又は損失の累計額の振替額に関して、そのような振替の理由についても開示することが要求されている。このような状況を

⁸ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/november/iasb/ap16b-feedback-analysis-equity-instruments-and-other-comprehensive-income.pdf>

踏まえると、ASAF会議において本論点についてコメントしないことが考えられる。

(発効日及び経過措置)

17. ASBJからは本公開草案の提案に同意する旨のコメントを提出している。また、フィードバックに対するIASBの暫定的な決定は、これまでに公表されてきたIFRS会計基準の修正と同様の内容であると考え。このため、ASAF会議においてもコメントは不要と考える。

以 上